

大規模災害等発生時における
近畿地区国立大学法人間の連携・協力に関する協定書

近畿地区の13国立大学法人（滋賀大学、滋賀医科大学、京都大学、京都教育大学、京都工芸繊維大学、大阪大学、大阪教育大学、兵庫教育大学、神戸大学、奈良教育大学、奈良女子大学、和歌山大学及び奈良先端科学技術大学院大学）（以下「13大学」という。）は、次のとおり協定を締結するものとする。

（目的）

第1条 本協定は、近畿地区で大規模災害等が発生し、又は発生する恐れがあると認められる場合に、13大学が相互に連携・協力することにより、被災大学に対する迅速かつ的確な緊急支援及び復旧支援を推進し、被災大学の業務継続の確保と早期復旧を図ることを目的とする。

（大規模災害等）

第2条 本協定において「大規模災害等」とは、次に掲げるものをいう。

- （1）地震、風水害等の大規模な自然災害
- （2）新型インフルエンザ等の重大な感染症のまん延
- （3）その他重大な事件・事故等

（連携・協力の内容）

第3条 第1条の目的を達成するため、被災大学の要請に基づき次の連携・協力をを行う。

- （1）食料、飲料水、防災用具その他生活必需物資の提供
- （2）教育研究活動等の復旧・再開のために必要な教職員等の相互派遣
- （3）その他第1条の目的達成のために必要と認める事項

（平常時の相互協力）

第4条 13大学は、平常時においても大規模災害等の対策に係る情報共有を図るなど、その推進について相互協力を努めるものとする。

（協定の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結した日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、13大学のいずれかから改廃の申し入れがない場合は、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以降も同様とする。

（その他）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項及び定めのない事項について、これを定める必要がある場合には、13大学が協議のうえ定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、13大学は次に記名し印を押すものとする。この協定書は13通作成し、13大学で各1通を所持するものとする。

平成26年2月10日

国立大学法人滋賀大学
学長

国立大学法人滋賀医科大学
学長

国立大学法人京都大学
総長

国立大学法人京都教育大学
学長

国立大学法人京都工芸繊維大学
学長

国立大学法人大阪大学
総長

国立大学法人大阪教育大学
学長

国立大学法人兵庫教育大学
学長

国立大学法人神戸大学
学長

国立大学法人奈良教育大学
学長

国立大学法人奈良女子大学
学長

国立大学法人和歌山大学
学長

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学
学長